

1. 事業の概要

平成 19 年 11 月に施行された「環境配慮契約法」及び環境配慮契約法に基づく「基本方針」(平成 19 年 12 月 7 日閣議決定)においては、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人等の公的機関(以下「国等」という。)は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進が求められている(法第 3 条、第 6 条、第 11 条等)。

基本方針及び内容を詳述した解説資料(以下「基本方針等」という。)について、最新の知見に基づき、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討する。

また、取組が遅れている地方公共団体について、課題等を分析すると共に、先進事例の情報提供等により、環境配慮契約の普及推進を図る。

さらに、公的機関に対する継続調査を行うことにより、環境配慮契約の効果を明らかにし、その結果を地方公共団体や海外に提示し、更なる取組を引き出す。

世界でも類を見ない環境配慮契約法に係る取組を発信し世界規模での温室効果ガス等の削減に貢献するとともに、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

2. 事業計画

(1) 環境配慮契約法基本方針等の検討調査

基本方針等の見直しのための検討会、契約類型ごとのワーキンググループを設置し、技術開発の動向、市場の普及状況等の最新の知見に基づき、契約が円滑に推進されるよう十分に検討を行い、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討していく。また、環境配慮契約の分析・評価手法を検討し、効果を検証することで、更なる取組に繋げる。

(2) 環境配慮契約取組状況調査

地方公共団体も地球温暖化対策を率先実行する必要性があり、また、契約方式を工夫する必要性は国の機関と同様であるが、取組が遅れている。そのため、地方公共団体の取組状況に係る調査を行い、実施状況や課題等について分析するとともに、先進事例の情報提供等により、地方公共団体等への環境配慮契約の普及推進を図る。

(3) 地方公共団体等への環境配慮契約の推進

全国に点在する国等の機関を対象として、全国各地において普及説明会を

実施し、義務機関においては着実な実施を、努力義務機関においては積極的な取組を、推進する。あわせて、パンフレットを作成して配布する。

(4) 環境配慮契約の国際的な普及

海外の公共機関についても、契約方式を工夫する必要性は我が国の公共機関と同様であるが、契約方法を見直し環境負荷低減を求める環境配慮契約法は世界でも類を見ないものであり、この先進的な取組を世界に発信し世界的規模での温室効果ガス等の削減に貢献すると共に、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

3. 施策の効果

原則として入札価格により契約相手を選定してきた従来の方式を見直し、環境性能をも考慮して契約相手を選定することにより、環境負荷の低減を図ることに加え、ランニングコストも含めたトータルでの国等の支出を低減することができる。

4. 備考

調査・検討費 47 百万円

(内訳)

環境配慮契約法基本方針等の検討調査	16百万円
環境配慮契約取組状況調査	7百万円
地方公共団体等への環境配慮契約の推進	13百万円
環境配慮契約の国際的な普及	9 百万円

国等における環境配慮契約等推進経費

環境配慮契約法の目的（第1条） 平成19年11月22日施行

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築

→

- ・国等の環境負荷(温室効果ガス等の排出)の削減
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国及び独立行政法人等(義務)
:基本方針に従った環境配慮契約の実施
(第3条、第6条)

「基本方針」の策定・見直し(第5条)
・重点的に配慮すべき契約類型
・電力契約でのCO2排出量等の考慮
・自動車の購入における燃費の考慮
・ESCO事業の推進
・設計契約での環境配慮

↑

環境配慮契約に関する状況等について、整理、分析、情報提供(第10条)

(1)基本方針等の検討調査
・既存契約類型の修正
・新規契約類型の追加
環境配慮契約の分析・調査手法の検討→効果の検証

(3)地方公共団体等への環境配慮契約の推進
・国の地方機関・国立大学法人・地方公共団体等を対象とした全国各地での普及セミナー
・パンフレットの作成・配布

(2)環境配慮契約取組状況調査
・取組状況を調査し、実施状況や課題を把握・分析
先進事例を調査し、情報提供

(4)環境配慮契約の国際的な普及
・世界規模での温室効果ガス等の排出削減に貢献
・自由貿易体制の中で、日本の取組について共通理解を確保

地方公共団体等(努力義務)
・環境配慮契約の実施(第4条)
・環境配慮契約推進方針の作成(第11条)

地方公共団体は取組が遅れている。
➢ 方針策定団体は都道府県・政令指定都市の僅か19%
(取組が進まない理由)
◆効果が不明な中、新たな財政支出は困難。
◆他の団体の取組方法が不明。



諸外国
:公共機関の環境配慮契約の必要性は日本と共通